

大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業事後評価要項（案）

平成 26 年 7 月 日

大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業プログラム委員会

国際化拠点整備事業費補助金により実施される大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業（旧国際化拠点整備事業（グローバル30））の事後評価は、この評価要項により行う。

なお、本事業については、従来の国際化拠点整備事業（グローバル30）が平成23年度から「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業」として組み立て直され、採択大学における当初の構想についても、「産学連携によるグローバル人材育成推進会議」による、①国際化に取り組む大学とのネットワーク化や②産学連携の強化など、組み立て直しの方向性の提言も踏まえて、構想の組み立て直しが行われたことから、組み立て直し後の構想について評価を行うこととする。

1. 評価の目的

「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業」のこれまでの取組状況や成果、目標の達成状況及び補助事業期間終了後の展開等について評価を行い、その結果を各採択大学に示すとともに社会に公表することにより、各採択大学が我が国の拠点として大学の国際化を推進し、グローバルな社会で活躍できる人材の育成を図るとともに、各採択大学の取組が広く国民の理解を得られるよう促進していくことを目的とする。

2. 評価の時期

平成26年度に事後評価を実施する。

3. 評価の対象年度

平成21年度から平成25年度末までの取組状況を対象とする。

なお、補助事業期間終了後の計画等も対象に含める。

4. 評価の体制

大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業プログラム委員会（以下「委員会」という。）の下に、有識者からなる評価部会を設置し、事後評価を実施する。

なお、評価部会委員の構成は、委員会委員又は本事業の選定に係る審査を担当した者を中心に専門家や有識者によって構成することとする。

5. 評価の実施

各採択大学及び推進事務局（以下「各採択大学等」という。）の取組状況や成果、目標の達成状況及び補助事業期間終了後の展開等の評価を行うに当たり、当該評価の公正さ、信頼性を確保し、実効性のある評価を実施するために、評価項目、評価方法（評価資料、評価過程、手続き等）は次のとおりとする。

（1）評価項目

<採択大学>

A. 項目別評価

a) 取組状況及び成果

以下の項目ごとに、取組状況及び成果について評価を行う。

① 拠点大学の国際化

- ・学長のリーダーシップのもと、大学の目標や中期計画等において国際化を明確に位置づけるとともに、大学全体として国際化を戦略的に推進したか。
- ・優秀な外国人教員の招聘や国際的な教育研究活動実績を有する日本人教員の採用、FD等の実施による教員の資質向上など教員体制の充実が図られたか。
- ・国際化に対応した事務機能の強化及び事務職員の配置やSDによる能力向上などによる事務体制の充実が図られたか。
- ・大学の国際化への取組等について、適切な評価・改善がなされたか。
- ・海外の大学との単位互換や学位取得プログラム等による教育連携の充実のもと、日本人学生の海外派遣や、日本人教員の海外における教育研究活動への参加等が促進されたか。

② 英語による授業のみで学位が取得できるコース

- ・コースの開設が計画通り進められたか。
- ・開設されたコースにおける学生の確保や確保に向けた取組（特に、優秀な学生の確保のための取組やそのための改善の取組）が行われたか。
- ・国際的な教育研究活動実績を有する教員の雇用等による教育体制の充実のもと、人材養成目的に沿った組織的・体系的なカリキュラム編成がなされたか。
- ・質の高い研究内容に裏付けられた授業の実施、国際的通用性のある厳格な成績管理、教授法の開発や授業評価などによる教育改善など、教育の質の確保や向上への取組がなされたか。

③ 留学生受入のための環境整備

- ・海外拠点の設置が計画どおり進められたか。
- ・受入重点国等において優秀な学生を確保するための取組が積極的に行われ、留学生の受入が促進されたか。
- ・留学生に対する生活面での支援（宿舎、カウンセリング、学内文書の英語化など）、経済的支援（奨学金など）、就学に対する支援（日本語、日本文化に関する質の高い学習機会の提供、教育支援員等の配置など）や就職支援（インターンシップ、セミナーの開催など）について充実した取組が行われたか。

- ④ 海外大学共同利用事務所の整備（本事業で整備した事務所）
 - ・事務所の施設・設備や体制が計画どおり整備されたか。
 - ・我が国の大学の情報発信や学生募集を行う大学のワンストップサービス業務などの支援が積極的に行われたか。
 - ・積極的な広報活動などにより、事務所の施設・設備・機能の共同利用が図られたか。
- ⑤ 留意事項への対応等
 - ・国際化拠点整備事業（グローバル30）審査結果及び大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業中間評価結果における留意事項への対応を適切に行ったか。
 - ・①～④の項目以外に特記すべき成果があったか。

b) 目標の達成状況

以下の項目ごとに、目標の達成状況について評価を行う。

- ① 留学生受入
- ② 外国人教員
- ③ 海外有力大学との連携プログラムの新たな実施
- ④ 大学間交流協定等に基づく交換留学の拡大
- ⑤ 日本人教員の海外における教育研究活動への参加促進

c) 今後の展開及び高等教育の国際化に対する貢献

以下の項目について評価を行う。

- ・補助事業期間終了後についても、取組の継続性を確保し得る体制や明確な計画があり、継続的な活動が自主的・恒常的に行われることが期待できるか。
- ・我が国の高等教育の国際化の発展に貢献することが期待できるか。

B. 総括評価

「A. 項目別評価」における評価結果を踏まえ、我が国の拠点として大学の国際化を推進し、グローバルな社会で活躍できる人材を育成するという目的の実現について評価を行う。

<推進事務局>

A. 項目別評価

a) 取組状況及び成果

以下の項目について評価を行う。

- ・推進事務局として、必要な体制・環境が整備され、取組が積極的に行われたか。

b) 今後の展開

以下の項目について評価を行う。

- ・補助事業期間終了後についても、採択大学の推進事務局としての継続的な活動が自主的・恒常的に行われることが期待できるか。

B. 総括評価

「A. 項目別評価」における評価結果を踏まえ、採択大学が事業をより効率的に推進できるように調整を行うという目的の実現について評価を行う。

(2) 評価方法

事後評価は、委員会のもとに設置される「評価部会」（8. 評価体制に記載）において、各採択大学等を対象に書面評価及びヒアリング調査を行い、その結果に基づく合議評価により実施する。（9. 評価手順を参照）

評価部会は、審査結果等も活用し、評価対象に応じた適切な方法により、評価目的が達成されるよう、中立・公正かつ効率的・効果的な評価を行う。

① 書面評価

評価委員は、各採択大学等について次の評価資料により書面評価を行い、合議により書面評価結果をとりまとめる。

- ・大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業事後評価調書及び参考資料
- ・採択時の審査結果表
- ・構想調書（組み立て直し後修正変更版）
- ・中間評価結果

また、評価部会において、書面評価での疑問点及びヒアリング調査時に説明を求めたい内容等を「事前質問事項」として取りまとめる。

② ヒアリング調査

評価委員は、ヒアリング調査により、書面評価結果を踏まえた質疑応答等を行うことにより、各採択大学等の取組状況等を十分に把握し、評価に反映させる。

なお、ヒアリング調査に当たっては、評価部会において実施要領を定める。

③ 合議評価

評価委員は、書面評価結果とヒアリング調査を通じて得られた結果について合議評価をし、各採択大学等の評価結果や助言等をまとめる。

④ 評価の決定

評価部会は、各採択大学等の評価結果をまとめ、各採択大学等に対し事前にその内容を開示する。各採択大学等から、開示された評価結果に対して意見の申し立てがあった場合には、その申し立て内容について、再度審議を行い、評価結果をまとめる。

委員会は、評価部会における評価結果について全体調整を行い、各採択大学等の評価結果を決定する。

(3) 評価結果

事後評価結果は、下表の5段階の評価及び評価結果に関するコメントで構成する。

<採択大学>

A. 項目別評価

a) 取組状況及び成果

| 評価 | 評語 |
|----|---------------|
| S | 優れた取組が行われている。 |
| A | 十分な取組が行われている。 |
| B | 取組がやや不十分である。 |
| C | 取組が不十分である。 |
| D | 取組が極めて不十分である。 |

b) 目標の達成状況

| 評価 | 評語 |
|----|---------------|
| S | 目標を上回っている。 |
| A | 目標を達成している。 |
| B | 目標をやや下回っている。 |
| C | 目標を下回っている。 |
| D | 目標を大幅に下回っている。 |

c) 今後の展開及び高等教育の国際化に対する貢献

| 評価 | 評語 |
|----|---------------------------|
| S | 今後の展開及び国際化への貢献が十分に期待できる。 |
| A | 今後の展開及び国際化への貢献が期待できる。 |
| B | 今後の展開及び国際化への貢献がある程度期待できる。 |
| C | 今後の展開及び国際化への貢献があまり期待できない。 |
| D | 今後の展開及び国際化への貢献が全く期待できない。 |

B. 総括評価

| 評価 | 評語 |
|----|-----------------|
| S | 目的は十分に実現された。 |
| A | 目的は概ね実現された。 |
| B | 目的はある程度実現された。 |
| C | 目的はあまり実現されていない。 |
| D | 目的は全く実現されていない。 |

<推進事務局>

A. 項目別評価

a) 取組状況及び成果

| 評価 | 評語 |
|----|---------------|
| S | 優れた取組が行われている。 |
| A | 十分な取組が行われている。 |
| B | 取組がやや不十分である。 |
| C | 取組が不十分である。 |
| D | 取組が極めて不十分である。 |

b) 今後の展開

| 評価 | 評語 |
|----|------------------|
| S | 今後の展開が十分に期待できる。 |
| A | 今後の展開が期待できる。 |
| B | 今後の展開がある程度期待できる。 |
| C | 今後の展開があまり期待できない。 |
| D | 今後の展開が全く期待できない。 |

B. 総括評価

| 評価 | 評語 |
|----|-----------------|
| S | 目的は十分に実現された。 |
| A | 目的は概ね実現された。 |
| B | 目的はある程度実現された。 |
| C | 目的はあまり実現されていない。 |
| D | 目的は全く実現されていない。 |

6. 開示・公開等

(1) 委員会等の審議内容等の取扱いについて

i) 委員会の会議、会議資料及び議事要旨は、原則公開とする。

ただし、次に掲げる場合であって委員会が非公開とすることを決定したときは、この限りではない。

- ① 評価（人選を含む）に関する調査審議の場合
- ② その他委員長が公開することが適当でないと判断した場合

なお、専ら評価に関する調査審議を行う評価部会の会議及び会議資料については、評価の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。

- ii) 委員会は、各採択大学等の事後評価結果を文部科学省に報告する。また、我が国を代表する国際化拠点の整備に向けて適切な助言を行うために、各採択大学等に対しこの評価結果を開示するとともに、評価結果及び取組状況等をホームページ等に掲載し、各採択大学等の取組が広く国民の理解を得られるよう促進する。

(2) 委員の氏名等の公開

- ① 委員会の委員の氏名は、予め公表する。
- ② 評価部会の委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の氏名については、事後評価結果の公表後に公表する。

7. 委員及び専門委員の遵守事項

(1) 利害関係者の排除

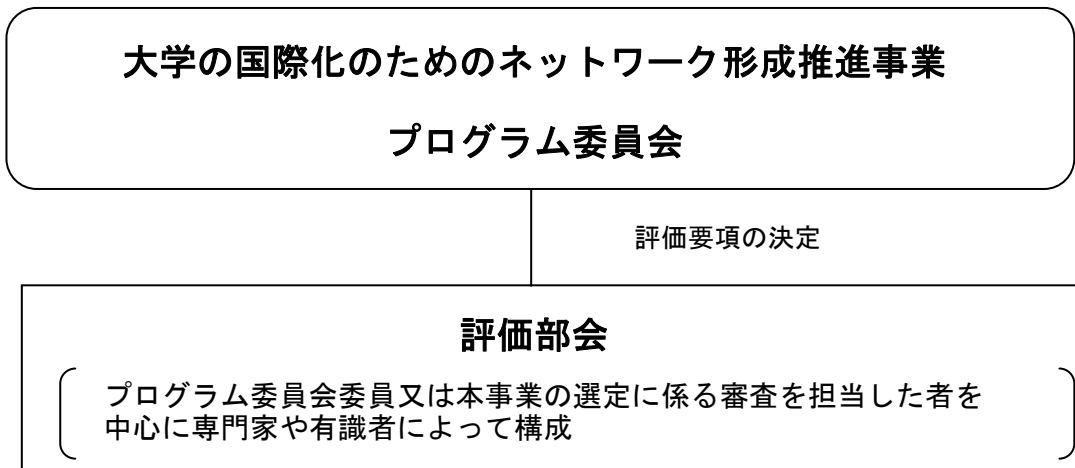
範囲

- ① 委員等が当該大学に専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）している場合
- ② 委員等が当該大学の役員として在職（就任予定を含む。）している場合
- ③ その他、委員等が中立・公正に評価を行うことが困難であると判断される場合

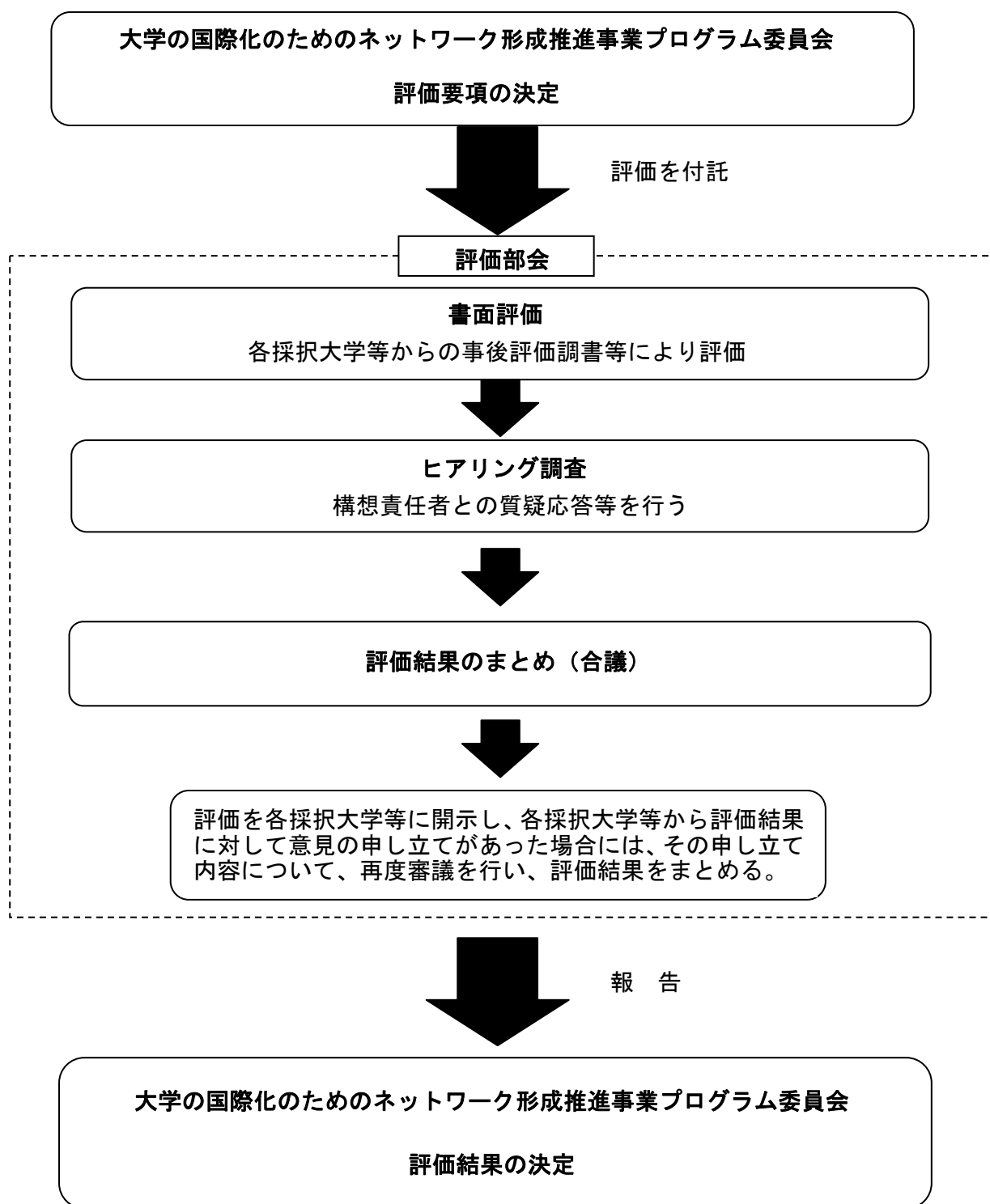
(2) 秘密保持

- ① 評価の過程で知り得た個人情報及び対象大学の評価内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- ② 委員等として取得した情報（調書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

8. 評価体制



9. 評価手順



10. その他

この要項に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は委員会の下に設置される評価部会において定める。